

官報

号外

昭和二十七年三月二十六日

○第十三回 衆議院會議録第二十四号

昭和二十七年三月二十六日(水曜日)

議事日程 第二十三号

午後一時開議

第一 行政協定の国会承認に関する決議案(三木武夫君外百二十二名提出)

(委員会審査省略要求事件)

第二 日本輸出銀行法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院回付)

第三 在外公館等借入金の返済の実施に関する法律案(第十二回国会内閣提出)

●本日の会議に付した事件

日程第一 行政協定の国会承認に関する決議案(三木武夫君外百二十二名提出)

日程第二 日本輸出銀行法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院回付)

日程第三 在外公館等借入金の返済の実施に関する法律案(第十二回国会内閣提出)

新たに入学する児童に対する教科用図書の給與に関する法律案(内閣提出)

昭和二十七年三月二十六日 衆議院會議録第二十四号 行政協定の国会承認に関する決議案

行政機関職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出)

経済安定本部設置法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

外務省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

農林省設置法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

総理府設置法等の一部を改正する等の法律案(内閣提出)

午後二時二十二分開議

○議長(林譲治君) これより会議を開きます。

〔総理大臣を出せ〕と呼び、その他発言する者多し

第一 行政協定の国会承認に関する決議案(三木武夫君外百二十二名提出)

(委員会審査省略要求事件)

○議長(林譲治君) 日程第一は提出者より委員会の審査省略の申出があります。右申出の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(林譲治君) 御異議なしと認めます。

日程第一、行政協定の国会承認に関する決議案を議題といたします。

〔総理大臣を出せ〕と呼び、その他発言する者あり

○議長(林譲治君) 総理大臣は参議院の予算委員会に出席しておりますので、本院には出席いたしかれるのとてであります。

提出者の趣旨弁明を許します。三木武夫君。

行政協定の国会承認に関する決議案

行政協定の国会承認に関する決議案

行政協定は、日米安全保障條約第三條により政府に委任された米軍の配備規律の範圍を越え、その内容は、憲法第七十三條により国会の承認を経べきものと認める。

よつて、政府は直ちにその手続をとるべきである。

(三木武夫君等)

○三木武夫君 私は、共產党を除く野党各派を代表して、行政協定の国会承認に関する決議案の趣旨弁明をいたしたいと考えます。(拍手)

まず最初に案文を朗読いたします。

行政協定の国会承認に関する決議案

行政協定は、日米安全保障條約第三條により政府に委任された米軍の配備規律の範圍を越え、その内容は、憲法第七十三條により国会の承認を経べきものと認める。

よつて、政府は直ちにその手続をとるべきである。

右決議する。

行政協定を国会の承認を受くべしとの第一の理由は、憲法第七十三條第三号の、條約は事前に、時宜によつては事後に国会の承認を経ることを必要とするとの解釈上から、この決議案を提出

昭和二十七年三月二十六日

する次第であります。この條項は、主権在民の日本國憲法當然の帰結として、ありとあらゆる對外的約束ことは、主権者を代表する国会の承認を求めなければならないという大原則を規定したものであります。(拍手)その對外的約束の名前が、條約となつておろうが、協定となつておろうが、議定書となつておろうが、その名前によつて問題の輕重が異なるものではない。また憲法第七十三條の適用を受けるかどうかということが名前によつて異なるものではないのである。また安全保障條約によつて委任があるとかないとかというこも、この憲法の條項は問うところではないのである。一切の國際的約束ことは憲法でいう條約であり、国会の承認を受けるべきが、これが憲法上の大原則であることは明らかであります。(拍手)ただ例外として、單なる行政事務をはかどらすために、郵便とか衛生とか通信とかいうがごとき國際的約束が、国会の承認を要せずに政府間で取りきめのできることは、常識的にも當然許されておることあります。しかしながら、行政協定のごとき、その発動いかんによつては個人並びに國家の運命を左右するがごとき、深刻にして重大な内容を含んだものが、條約という名前を用いず、協定という名前を用いたがゆえに、憲法第七十三條の適用を受けなくともよいのだというこは、まったく三百代言の言いがれ以外の何

昭和二十七年三月二十六日 衆議院會議録第二十四号 行政協定の国会承認に関する決議案

三六八

ものでもないであります。(拍手)このような協定という名のものと、国家の主権、国民の権利義務を制限するがごとき重大な國際的とりきめが、国会の承認を経ずして、一政府の専断によつて締結されるものだとするならば、主権が国民にあるとの日本國憲法の大原則はまったく蹂躪されるものであります。(拍手)われわれは、日本外交の出発点に際し、かくのごとき惡先例を後世のために残してはならないと信じております。(拍手)何ゆゑに政府は、公明正大に憲法を正視し、堂々と国会の承認を求めないのであるか。この行政協定が、吉田首相や岡崎君の言うがごとき最良のものであるとの自信があるならば、なぜ国会の審議に付することをおそれるのであるか。(拍手)国民は政府の態度を決して承認するものではないのであります。

第二の理由は、行政協定は安保條約による委任の範圍をはなれだしく逸脱しているから、この点からも国会の承認を必要とするものであります。(拍手)すなわち、安全保障條約第三條は、米軍の配備を規律する條件を行政協定にゆだねられたものであります。が、一隊軍隊の配備を規律する條件とは何であるか。これを何らの政治的意圖なしに考へるとするならば、軍隊の配備とは、軍隊がどの区域に駐留するかとか、どこに住むかとか、練習場はどうなるか、また日本側ではどのよ

うな便宜を提供するか、家族の出入國の問題はどうなるかというようなことが、一般に考へられる配備の條件であつて、軍人が団体として、個人として動く場合の條件のごときは、米軍を配置する條件でないことは明瞭であります。(拍手)しかるに、行政協定は、第二十四條に、米軍が団体として動く場合、すなわち緊急非常時の米軍出動の共同措置を規定し、第十七條には、米軍が個人として動く場合における裁判管轄権を規定し、広汎なる治外法権を認めておるのであります。これらは明らかに委任の範圍を逸脱しておりますから、当然に国会の承認を受けなければならぬのであります。(拍手)現に北大西洋條約においても、治外法権に関する規定は、軍隊の地位に関する協定として、批准事項をつけて別個の協定が締結されておりますが、これが当然の措置であります。行政協定は国会の承認を求むべしという第二の理由がここにあらぬのであります。

第三は、政治上の理由からも国会の承認を必要とするものと信じます。すなわち、日米安全保障條約並びに行政協定の締結の目的は、日米の完全なる協力のもとに日本の安全を保障するにあるのであります。安全保障條約や行政協定を結ぶことは、その目的を達成するための手段にすぎないのであります。従つて、政府は、米國の真意を日本國民に伝え、日本國民の真意を米國に伝

え、兩者の間に何らの誤解なく完全なる了解が成立するよう最大の努力を拂うことが、政府の嚴肅な義務であります。しかるに、政府は、この努力を拂わず、國會を輕視し、國民のあることを忘れて、独断と専断外交に終始してゐることは、天下周知の事実であります。(拍手)安全保障條約の審議の場合には、まだ行政協定がきまつていないからと言つて逃げ、いざ行政協定がきまれば、これは安全保障條約によつて委任を受けてゐるからと言つて開き直り、おそろくは今後個々の立法措置の場合には、すでに行政協定によつてきまつてゐるから、それが變更は國際信義に反すると言ひに違ひないのであります。(拍手)一体これでは、國民が意見を述べる機会はないではないか、國會の外交に対する審議権はまったく蹂躪されるではないかと言ひたいのであります。(拍手)かかる吉田内閣の態度を、國民は納得するはずはないのである。國會並びに國民の間から吉田内閣に対する痛烈なる批判の聲が上つてゐることは、けだし當然であります。(拍手)

しかも、政府も自由党も、たとえば裁判管轄権の問題にしても、犯罪の種類によつて裁判管轄権の問題を處理せよというのが世界の傾向であるにかかわらず、属地主義が腐人主義か、二者択一のこどく國民を欺瞞し、世界に類例を見ざるがごとき広汎な治外法権の承認を、あたかも日本に有利なこ

とく宣傳をして國民を愚弄してゐることは、まづたたく政治的良心の喪失といわなければならぬのであります。(拍手)しかも、國民の間から批判が起れば、共產黨のしり居に乗つたがごとく、あへて國民を非難するがごとき吉田首相の態度は、まづたたく言盡道断である。(拍手)吉田首相が日米の友好關係の持続に心を砕いてゐることは疑われないが、國民を納得せしめる努力を惜しんで、せつかに、強引に押し切ろうとする態度から、日米友好關係に逆効果を來してゐることは明らかである。日米關係の障害は、共產黨のしり居に乗つたから起るのではなくて、むしろ政府の不誠意と、政府の狡猾なる責任回避に基くものであると断言せざるを得ないのであります。(拍手)そのために、行政協定のごときものは、日本の國民の運命に關係する重大な問題でありますから、こゝういふ政治的見地に立つても、行政協定は國會の承認を必要とするのであります。

この行政協定に対する國會の承認は、與黨とか野黨とかいふ問題でもなければ、議員の改の問題でもない。われわれは、國會と國會議員の良心を守るために、諸君の賛成を求めざるものであります。(拍手)「總理が出ていないじやないか」と呼び、その他発言する者多し」○議長(林義朗君) これより討論に入ります。仲内憲治君。

○仲内憲治君 私は、たゞいま議題となりました行政協定の國會承認に関する決議案に關し、自由党を代表して反對の意見を述べらるものであります。(拍手)本行政協定は、周知のごとく、日米安全保障條約第三條の規定に従つて、アメリカ合衆國の軍隊の日本國內及びその付近における配備を規律する條件を、兩政府間の行政協定によつて決定いたしましたものであります。野黨の諸君は、本行政協定をもつて條約の性質を有するものと解し、憲法第七十三條第三号の規定によつて、事前に、時宜によつては事後に國會の承認を経ることを必要とするとの御意見のようでありま

ますが、この点に關しましては、第十二回國會において、平和條約及び日米安全保障條約の審議にあたり十分に論議を盡されたところであります。いまさらあらためて國會の承認を必要とするという決議案の出ることはまことに意外であつて、私どもの賛成し得ないところでありま。す。(その通り)拍手)私は、本行政協定の國會承認を必要としない理由について、次の諸点をあげて論證いたしたいと思います。まず第一点は、日米安全保障條約に基く米軍の駐留は、米國の利益のためあるとの議論であります。が、安全保障條約による米軍の駐留は、独立後の武器なき日本の安全を守り、かつ極東の

平和と安全を確保せんとするものである。また、わが国民が拂う犠牲よりもはるかに重大なる利益をわが国が得ることは、言うまでもないところである。第三、(拍手)これは実に、世界の平和維持と、民主主義の擁護という点において、わが国の目的及び利益と、米国の目的及び利益とが完全に一致すればこそである。

第二点は、政府間の行政協定で決定するという言葉の意味であります。この文句の意味は、行政協定の締結は、日米安全保障協約第三條によつて日本政府に委任されていることを明らかにしたものであると思ふのであります。委任という語がなくとも、政府間の行政協定できめると條約に書いてありますれば、それは普通、国会の承認をあらためて必要としないことを意味しているものであります。国内立法におきましても、委任命令について、親の法律には委任という語はなく、單に何々に關しては政令をもつて定めるといふように規定してあるだけであり、普通、これに委任命令と添してあることは、諸君御承知の通りであります。(拍手)

次に第三点は、日米安全保障協約が第十二回開会において審議されました際に、第三條にいう行政協定は国会の承認を求めると、繰返し議員側から質問があつたのに対し、政府側は、親協約である安保協約について承認を得れば、その第三條によつて政府間限りの締結が授權されるから、行政協定についてはあらためて国会の承認を求めない、と答弁し、右答弁を了承して、安保協約は圧倒的多数をもつて承認されておるのであります。(拍手)すなわち、安保協約は、駐留軍の配備を規律する條件は政府間限りの行政協定に委任し、国会は安保協約を承認することによつて、政府が行政協定を締結することをあらかじめ承認したのでありますから、今日あらためて行政協定の承認を受ける必要はないのであります。しかも、安保協約第三條は、一部の人が言うごとく、白紙委任ではないのであります。委任の範圍は駐留軍の配備を規律する條件の範囲に限られており、かつ安保協約に基く行政協定であるから、協定の精神や趣旨も、安保協約の目的、精神にのつとるべきことは当然であります。無制限な委任がなされておるわけではなく、その範囲に備の條件の内容が、その締結前に国会において明示されたかたといふ論者があり、また、一國の軍隊が外國に駐留する場合、施設や区域を使用し、あるいは一定の特権を有することは、國際常識、國際慣行の上から当然のことでありまして、大体の見当は當然予想し得たはずであります。

第四点は、政府が再三声明した通り、國民の権利義務や予算に關する事項は、國內立法措置及び予算として国会に提出し、その議決を求めることとしており、かつその趣旨は行政協定第二十七條第二項において規定されておるのであります。聞くところによれば、同項に基いて国会の審議に付せられる予定の議案は、一、民事特別法案、一、刑事特別法案、一、所得税、關稅、地方税など税關係法案、一、駐留軍の電話電信使用の特例法案、一、防衛支出金に關する會計法の特例法案、一、駐留軍の國有財産使用に關する法案、一、道路、車両法の特例法案、一、航空法の特例法案など、少くとも十四、五件に及ぶ由であります。国会の審議権は十分に尊重されておるのであります。(拍手)

第五点は、今日の行政協定の内容は配備を規律する條件の範圍を逸脱してはいないかといふ点であります。すなわち、行政協定第二十四條の非常事態の場合の規定が政府の機構であると論ずる者もあるのであります。日本区域において敵對行為が発生し、または敵對行為の脅威が生じた、いわゆる非常事態の場合に、日本の安全を保障する立場にある米國と日本政府とが防衛のために必要な共同措置をとり、かつ安保協約第一條の目的達成のために協賛することは、まことに當然なことであり、(拍手)たとへば、日本は警察予備隊その他の方法によつて國內治安の維持をはかるとか、その場に臨ん

で適切な方策を講ずるといふ政府當局の答弁は、もとより當然にして適切なものと云ふことができるものであります。従つて、この規定は、安保協約の目的達成のための當然なことを規定しているものであります。安保協約により行政協定に委任された範圍を、こゝも逸脱してはいないのであります。

第六点は、行政協定によつて駐留軍に對し治外法權を認めたとするとして、はなはだし非難を加える者がありますが、一國の軍隊が、外國に、その政府の承認のもとに駐留する場合に、裁判管轄權の免除等の特權を享有することは、國際法上の一般原則であります。また、その特權の範圍については、先例が必ずしも一定してはいないのであります。今回の行政協定において米軍に認められた特權が、北大西洋條約當事者間の協定に比較して、はなはだしく不利であると論ずるものがありますが、同協定が今日までいまだ効いていないことは諸君御承知の通りであつて、もし効効すれば同協定になり、またしからざる場合において、本協定においては、少くとも一箇年の期間を限つて修正することを規定してあるのであります。現に米英間の協定も本行政協定にきわめて類似していることは、政府當局のしばしば説明したところであり、すなわち、エクストラテリトリリアリテイ、すなわち領土外的資格といふ意味における治

外法權の色彩はきわめて薄いものといわなければなりません。元來軍隊は、自國の軍隊でも憲兵や軍法會議の規定に従ふものであつて、普通の司法權の管轄外に置かれることは常識であります。従つて、駐留軍及びその關係者に必要な特權を認めることは、いさしくも外國の軍隊の駐留を求める以上はやむを得ないことであります。

第七点は、本協定はわが國に片務的であるといふ非難であります。わが國が米國に軍隊を駐留せしめて米國の安全を保障するといふことはないのでありますから、まず全体から見て片務的な形となることは當然であります。ただし、外國に駐留する軍隊は、國際法上ある種の特權を持つことになつていて、その特權を詳細に行政協定に規定しているのだから、自然米國の權利が多く規定される結果になるのは當然であります。(拍手)しかし、米國側も日本の法令を尊重する義務であるとか、駐留費を分担する義務であるとか、非常事態の場合に協賛する義務であるとか、種々の義務を負担しているものであります。決して日本のみに義務を負わせる片務的な協定ではないのであります。

これを要するに、安保協約第三條には、駐留軍の配備を規律する條件は政府間の行政協定によつて決定すると規定しているのであります。ことさらに政府間の行政協定と規定いたしま

昭和二十七年三月二十六日 衆議院會議第二十四号 行政協定の国会承認に関する決議案

した点は、あらためて国会の承認を必要とし、これを意味しているものであることは、何れ疑うの余地はないのであります。安保協約そのものに反対した党派の人々は別として、安保協約に賛成し、承認すべきものとした党派の諸君が、今日かような決議案を提出し、賛成されるに至つては、私どものどうして理解し得ないところであり、希怪しにくに存するところであります。(拍手)

なお私は、この決議案反対の討論を終るにあつて、最後に強く野党の諸君の反省を求めたい重要な点があります。いうまでもなく、講和発効を目前に控え、独立日本として何よりも大切なことは、国内の治安を確保し、民心の安定をはかり、もつて外国の信頼を高めることではないかと信じます。いやしくも、自衛力なき日本が安全を守るためやむを得ざる最善の方法として、外国軍隊の駐留を求める以上、軍隊の威厳を尊重し、その任務を遂行するに必要な協力をするとは、当然覚悟しなければならぬ事柄であると思ひます。(拍手)それを、いまさら法律論や形式論を持ち出して、国会の承認を得べしというがときは、日本の現在の立場ないしは日米関係の将来を思わざるのではありませんかといわなければならぬと思ひます。

今や、本協定の母体ともいふべき平和協約と日米安全保障協約とがすでに米

議案に賛成の意を表するものであります。(拍手)

ただいま三木君が述べられました通り、この大日の行政協定が、実質上一種の協約たることは明らかなことでありまして、かくのごとく重大なる国家間の契約を、わが憲法の建前のもとにおいて、これを国会にはかることな

く、政府が独断専行するにまかせるがごときは、憲政上最も忌むべき悪先例をつくるものであります。(拍手)政府は、アメリカの憲政上の慣例を援用して陳弁しおしめるのであります。が、アメリカの法理はアメリカの法理であり、三権分立の立て方も、大統領の権限も、国会と行政府との関係もわが國のそれとはまったく趣きを異にするのであります。ことに米國における行政協定の慣行は、戦時中の緊急措置に出たのがその起源であります。わが憲法は、かかる制度を予想しないのであります。

憲法第七十三條第三号が、すべて條約は国会の承認を経べきことを規定いたしましたのは、一般法理の常識に従つたものであります。ここにいう條約とは、國家間の一切の約束を意味するものであります。三木君が指摘しましたように、條約なる名称にこだわるものではないのであります。狭義の條約——トリッティ、あるいは協約——コンヴェンション、協定——アグリーメント、規約——バクト、あるいは憲

章——チャーター、いろいろな名前があります。が、どうつけましようとも、國と國との間にとりかわされるものがあるからしめませんが、われわれは、これすらも委任したとは思つていないのであります。が、今回の行政協定は、実に広汎なものであります。國土に及ぼす影響、國民の生命財産に関するものがあり、裁判権に関するものがあり、國家の負担に関するものもあるものであります。こゝういふ規定は、明らかに憲法上立法事項であります。われわれは、かかる重大なことを、第三條によつて政府に包括的委任をいたした覚えはないのであります。(拍手)かりに國會の議に付することができないうちで、政府に國會を尊重する意思があるならば、行政協定の内容をあらかじめ示して、國會の意向をしんじやくしつ事を進めべき責務があつたはずであります。(拍手)

しかるに、秘密の名のもとに、交渉中においては、われわれがいかに質問をしても何事も告げず、調印を了してしまつてからこれを発表するとは、國會を愚にするものではないといわなければなりません。(拍手)

政府は、このうち予算措置を伴ふものについては國會の承認を求めるといつておりますが、そんなことは當然のことでありまして、それすらもやらないようなら、もはや立憲國でも主權

三三〇

困でないであります。(拍手) 国民の財産を侵奪する点や、治外法権を實施するためには、それ／＼土地收用法や訴訟法等の改正を提案するといふのであります。か、ただいま仲内君が言つた通り、い／＼な法律を出すといふのであります。われ／＼はその前提となるもの問題としておるのであります。既成事実をつくりつけて、その實施のために協力を求める、これは常に狡猾なる政治家のやうなものであります。(拍手)

さらに範圍を広めて考えれば、警察予備隊の増強、防衛隊への編制が、二十七年中、本日の新聞によれば、十八万に増強といふ予定であるやうであります。外電は、米國國務省高官筋の語るところとして、二十八年までには日本は三十万の防衛隊を持つことになると申しているのであります。米軍との共同行動等、再軍備への胎動は、すべてこれ安全保障條約に源を発し、国民の代表たる国会の議を経ることなくして進められる運命を馴致したものであります。私は、かくのごとき乱暴なる立憲政治家を聞いたことがないのであります。(拍手)

岡崎國務大臣は、行政協定は、安保條約第三條を議したときに包括的委任をとつてしまつたとなして、これはアメリカ政府と日本政府、換言すればラスク氏と岡崎氏との間のとりきめであ

るから、国会の承認を要しないと主張するのであります。が、堅白異同の弁とは真にこのことをいふのであります。政府とは國家を代表するものであります。政府の行為はすなわち國家の行為であることは、小学生でも知るところであります。近時、政府の説明ぐらゐ、白を黒とし、からすをさきとし、奇怪きわまるものはないのであります。國民は、識字學を勉勵するにはこのごろの国会に行けとさへ申しているくらいであります。

われ／＼の持つてゐる憲法にも、人間のつくつたものとして、幾多不完全な点を持つております。しかも、これを改正するまでは、これを守らなければなりません。政府が今まさにとらんとしつゝある態度は、新憲法實施後、憲法運用上最初にしてかつ最大の惡例をつくつておられるものであります。(拍手) 法制を異にするアメリカ上院においてすら、ジェンナー議員は、これを上院の議に付し、その承認を求むべきであると叫んだのであります。わが國の總理大臣は、決してアメリカの大統領ではないのであります。今まさに憲法第七十三條が死文となるか、正当に守られるかの岐路に立つたわけでありまゝ。国会は、党派を超越して、立憲政治擁護のために、本決議案に賛成すべきものと信ずるのであります。(拍手)

以上の理由をもちまして、私は本決議案に賛成いたしますものと主張

議案に賛成いたしますものであります。(拍手)

○議長(林護治君) 中原健次君。

〔中原健次君登壇〕

○中原健次君 私は、労働者農民黨を代表して、ただいま議題になつてゐる行政協定の国会承認に関する決議案に賛成の意を表します。(拍手) 以下、簡単にわれ／＼の見解を述べたいと存するものであります。

政府と、その與黨の自由黨は、今回の行政協定は安保條約の施行細則のごときもので、その調印は安保條約第三條で總括的に委任されてゐるとか、またはアメリカでは條約をつくつた場合その施行細目については国会承認が不要であるからと述べ立て、法及び事實に對する權力解釋を強引に押しつけることによつて自己の行動を合理化し、合法化しようとしてゐるのであります。しかし、八千万の日本國民がこれを一体どう考へてゐるか、そうしてまた二月二十八日以後、日本の國民がどうのやうに驚き、さらにはどうのやうに憤つてゐるかについて、政府及びその與黨は、まったくこれを眼中に置いていないのである。眼中に置いていないだけではない。このやうな、きわめて当然の、最も正しい國民の憤激と不満と反抗を、政府は実力で抑えつけようとしてゐるのであります。(ヒヤ／＼拍手)

この政府及び與黨の態度と行動こそは、すなわちこれをファシズムとい

うのであります。彼らは、このファシズムといわれることを恐れ、あたかも再軍備を現実にはやつておりながら再軍備ではないと強弁してゐるのとちやうど同じやうに、この場合にも、自己をファシストでないといふ強弁することに努めるのであります。しかし、日本の國民と世界の平和的大衆は、今日もはや、このやうな子供だましには決してひつかからないのであります。

政府及びその與黨が、憲法第七十三條のきわめて自然かつ普通の解釋に反し、言葉を捻じて行政協定の國會承認を要する現在のこのファシズム的態度は、實は協定の交渉中、予算委員會が開かれておつたにもかかわらず、委員の質問に對して、知らぬ、存せぬの答弁が、さもなくば、無責任なでたらめ答弁でこれを押し通したこと、あまつさへ、予算案の衆議院通過の直後に協定文を發表したこと、さらにまた議員だけに配付した協定議事録には、いわゆる緊急事態を規定した第二十四條初め重要箇所を抹殺省略して、その上、さう／＼しくも取扱ひ注意の朱筆まで加えておるといふこの事實に、一貫して現われておるのであります。(拍手)

しかも、行政協定は、公式會議わすかに十回、調印までによりやく一箇月を要したので、會議は一方向的に、アメリカの提案のみに基いて進められたといわれておる。また、二重に手間が

かかるというので、通譯も入れないで、英語一本で押し通されたとも聞いております。また、交際開始直前の一月二十二日には、アメリカ上院の平和條約通過の席上で、ブラッドレー米統合軍謀本部議長が、わざ／＼、平和條約の批准は行政協定の交渉が成立するまで発効しないことを望む旨の証言をしてゐるのであります。これは、吉田政府を急がせることをねらつたものであることは申すまでもありません。これらの事實は何を物語るものであらうか。なぜこのやうにあつて、なぜかくも秘密性を必要とされるのでありましようか。ここに今回の行政協定の本質があり、真相があるのであります。

二十四日、參議院の予算委員會で、岡崎國務大臣は、行政協定第二十四條につき、この條はあつてもなくてもよく、い／＼のもの云々といふ、きわめて無責任なことを言つておられます。周知のやうに、この第二十四條は、日本區域において敵對行為またはその急迫した脅威が生じた場合には、日米兩政府が必要なる共同措置をとり、かつただちに協議すると規定し、そして、ただそれだけを規定してゐるのであります。はたして、だれが敵對行為とその脅威の発生を認定し、宣言するのであらうか、共同措置とは一体何を言おうとするのであらうか等について、第二十四條には一切明かにされておらず、議事録でもまったく触れられてお

昭和二十七年三月二十六日 衆議院會議録第二十四号 行政協定の国会承認に関する決議案

らないのであります。なお、政府の、秘密協定はないという説明にもかかわらず、秘密了解事項として伝えられるところでは、緊急事態と戦争の判定はアメリカがこれを行い、その場合、米軍は基地の制限を一切解かれ、日本のいわゆる防衛力は米軍指揮官の司令下に入るといふことでもあります。こういう事情を十分に知つてゐる閣内閣務大臣からいへば、第二十四條は、なるほどこつけいに見えるかもしれない。また、つたかあつてもなくともよくいふものでもあらうと思ふのは当然でありましょう。また、第二十四條に対する日本国民の注目と不安と反対を解消させようとして、このような放送をする必要があつたのもありましょう。

しかしながら、今日平和を愛する日本の国民が最も心配してゐるのは、ほかでもない、朝鮮の情勢と行政協定との関係である。朝鮮では確かに休戦の交渉が持たれてゐるのであるが、朝鮮情勢の急激な変化が直接日本の本土の戦略的価値に大きく響き、台湾問題を複雑せしめ、さらに全資本主義世界の現在の軍拡努力を一層困難にするという事情は、人的、物的両面の大きな損傷にもかかわらず、アメリカは撤兵を意味する真の解決を考えさせていないのではないかといふ点であるのであり

ます。現に、朝鮮と中国で細密な交渉が実施されているといふことが伝えられてゐる。また最近、米陸軍が北東朝鮮沿岸で増兵し、さらに朝日新聞の三月十四日付では、朝鮮の劣勢に對して、アメリカが原子兵器の使用を検討している旨の記事を載せてゐるのであります。こういう状態のもとで、もし朝鮮に新しい大規模な騒動が再開されたら、一体どうなるであらうか。その場合、第二十四條の敵対行為またはその急迫した脅威が生じたという認定と宣言が絶対になされないと、だが保証することができましようか。政府を含めて、だれもそのような保証はしてゐないし、またできるはずがないのであります。まさに行政協定は、日本国民を直接朝鮮戦線に投入するための陰謀計画とも見られ、日本本土を完全な軍事基地にするための軍事的密約であるといふことも言えるのではなからうか。(拍手)だからこそ、この軍事的計画の共同者である吉田政府とその與党はあつてざるを得なかつた。また極度の秘密性を必要としたのでありましよう。彼らの一貫したファシストぶりの根拠は実にここに存するのであります。現でもあります。

周知のように、行政協定の、発表された内容のみについて見ても、自由党の諸君や政府の部内でもさへも黙つてはおれないほどであります。これは屈辱的なものであると同時に、今日まで屈辱的な條約の代名詞に使われたあの安政の日米修好通商條約も、今回の行政協定ほどの屈辱性は持ち合せておらなかつたのであります。歴史的にだけではなく、現在世界的に見て、いわゆる西歐諸國の中で、この日米行政協定は、その屈辱性においてまさに世界第一であります。(拍手)

なぜ、こうなつたのであらうか。すなわち、緊迫した極東の現情勢、特に朝鮮の新情勢に即応する戦争態勢を、より急速に、そしてより完全につくり上げる必要から出たものではなかつたであらうか。政府とその與党は、行政協定は安全保障條約第三條の施行細則であると考へられ、それはまったく逆なのであります。今日、多くの平和を愛する日本の国民は、はつきりこのように考へてゐる。すなわち、このような行政協定が必要であつたからこそ、いわゆる安全保障條約が結ばれたのであり、安全保障條約が必要であつたからこそ、いわゆる講和條約が結ばれたのであると。

三七二

多くの平和を愛する日本人は、かつての日本帝國主義者の對支二十一箇條、近くは満洲國の实体を、内におつてよく熟知いたしてあります。東洋の平和であるとか、五族の協和であるとかいふ名文句が実はどんなものであつたかといふことを、きわめてよく承知いたしてゐるのであります。そして、戦後において、それが安全保障といふ世界的な、そして新しい言葉にかわつたといふことを、日本の平和を愛する國民はよく知つてゐるのであります。(拍手)

世界的なイギリスの經濟雜誌「ロンドン・エコノミスト」誌の三月八日号は、このように申しております。「日本におけるアメリカ軍」といふ記事の中で、米國との防衛上のとりきめに吉田内閣がいかに熱意を持つたにしても、アメリカは、あとで日本において、英國がエジプトに對し、スエズ運河に關して直面したのと同じような状態に直面するであらう。——日本國民の憤怒と反抗の必然性を、このイギリスの一般誌などもこのように確言いたしてゐるのであります。(拍手)

恐るべき背景と本質を持つ、かつてのサンフランシスコの講和條約並びに安全保障條約破壞の立場を貫くわれわれ労働者農民党は、この條約から免れ、さらにこれに關連する亡國のかつ屈辱的、軍事的行政協定には絶対に反対であると同時に、またその手続においても、單に政府の行政的とりきめによつて、單に政府の行政的とりきめによつて、ここに上程されました、行政協定は國會の承認を必要とする本決議案に賛成いたすものであります。(拍手)

○議長(林義治君) これにて討論は終局いたしました。

これより採決に入ります。この採決は記名投票をもつて行います。本案に賛成の諸君は白票、反対の諸君は青票を持参せられんことを望みます。附議。

氏名点呼を命じます。

〔参事氏名を点呼〕

〔各員投票〕

○議長(林義治君) 投票漏れはありませんか。——投票漏れなしと認めます。

投票箱開封。開票。開讀。

投票を計算いたさせます。

〔参事投票を計算〕

○議長(林義治君) 投票の結果を事務局長より報告いたさせます。

〔事務総長朗読〕

投票総数 二百八十八

可とする者(白票) 九十八

〔拍手〕

否とする者(青票) 百九十

〔拍手〕

○議長(林權治君) 右の結果、三木武夫君外百二十二名提出、行政協定の国会承認に關する決議案は否決せられた。(拍手)

〔参照〕

三木武夫君外百二十二名提出行政協定の国会承認に關する決議案を可とする議員の氏名

有田 三郎君 石田 一松君
井出一太郎君 稻葉 修君
今井 耕君 大森 玉木君
岡田 勝二君 金子與重郎君
川崎 秀二君 吉川 久衛君
小林 運美君 河野 金昇君
坂口 主税君 笹森 順造君
笹山茂太郎君 椎熊 三郎君
鈴木 幹雄君 清澤 唯七君
岡田 直君 高倉 定助君
高橋清治郎君 竹山祐太郎君
内藤 友明君 吉米地義三君
中村 寅太郎君 中島 茂喜君
並木 芳雄君 長谷川四郎君
高山 重勇君 早川 崇君

平川 篤雄君 福田 繁芳君
藤田 義光君 船田 享二君
野田 連也君 松谷天光君
三木 武夫君 水野泰治郎君
宮腰 喜助君 村瀬 宣親君
柳原 三郎君 淺沼稻次郎君
井上 良二君 石井 繁九君
石川金次郎君 大矢 省三君
岡 良一君 川島 金次君
熊本 虎三君 佐竹 新市君
鈴木 義男君 田万 廣文君
堤 ツルヨ君 戸叶 里子君
土井 直作君 西村 榮一君
前田 種男君 松井 政吉君
松尾トシ子君 松岡 駒吉君
松本 七郎君 三宅 正一君
水谷長三郎君 門司 亮君
山口シヅエ君 井之口政雄君
池田 峯雄君 江崎 一治君
加藤 亮君 風早八十二君
柄澤とみ子君 菊田アサノ君
木村 榮君 今野 武雄君
田島 ひで君 田代 文久君
竹村泰良一君 立花 敏男君
栗木作次郎君 林 百郎君
深澤 義守君 横田甚太郎君
渡部 義通君 青野 武二君
上林興市郎君 久保田鶴松君
佐々木更三君 成田 知巳君

八百板 正君 石野 久男君
黒田 壽男君 中原 健次君
小平 忠君 寺崎 覺君
小林 進君 小林 信二君
阿左美廣治君 達澤 寛君
安部 俊吉君 青木 孝義君
青木 正君 青柳 一郎君
淺香 忠雄君 麻生太賀吉君
天野 公義君 新井 京太君
有田 二郎君 井手 光治君
池田 勇人君 石田 博英君
稻田 直道君 今泉 貞雄君
今村 忠助君 今村長太郎君
宇田 恒君 植原悦二郎君
内海 安吉君 江田斗米吉君
江花 靜君 小笠原八十美君
小川 平二君 小川源政君
小澤佐重君 尾崎 末吉君
尾関 義一君 大石 武二君
大内 一郎君 大上 司君
大澤嘉平治君 大橋 武夫君
大村 清二君 岡延右エ門君
岡崎 勝男君 岡田 五郎君
岡野 海澄君 奥村又十郎君
押谷 富三君 加藤隆太郎君
鹿野 茂吉君 鍛冶 良作君
角田 幸吉君 風間 啓吉君
片岡伊三郎君 甲木 保君

門脇勝太郎君 金光 義邦君
上林山榮吉君 川西 清君
川端 佳夫君 川村善八郎君
川本 末治君 河原伊三郎君
菅家 喜六君 木村 公平君
北澤 義郎君 北川 定務君
北澤 直吉君 金原 舜二君
久野 忠治君 倉石 忠雄君
黒澤富次郎君 小金 義照君
小平 久雄君 小玉 治行君
小峯 柳多君 河野 謙三君
近藤 勲代君 佐久間 徹君
佐々木秀世君 佐々木盛雄君
佐瀬 昌三君 佐藤 重遠君
佐藤 親弘君 坂田 英一君
清水 逸平君 塩田賢四郎君
島田 末信君 渡谷雄太郎君
島村 一郎君 首藤 新八君
庄司 一郎君 周東 英雄君
鈴木 明良君 瀬戸山三男君
関内 正一君 關谷 勝利君
千賀 康治君 田嶋 好文君
田中伊三次君 田中 啓一君
田中 重彌君 田中 元君
田中不破三君 田中 萬逸君
田淵 光一君 多田 勇君
高木 章君 高木 松吉君
高塩 三郎君 高田 弥市君
高橋 英吉君 高橋 等君

竹尾 式君 橋 直治君
玉置 信一君 塚原 俊郎君
土倉 宗明君 岡谷 光衛君
坪内 八郎君 坪川 信三君
寺本 廣君 飛嶋 繁君
吉米地英俊君 富永格五郎君
奈良 治二君 内藤 隆君
中野 武雄君 中村 清君
中村 幸八君 中村 純一君
中山 マサ君 仲内 繁君
永田 節君 西村 英一君
西村 直己君 西村 久之君
野原 正勝君 野村孝太郎君
橋本登美三郎君 橋本 龍雄君
島山 鶴吉君 花村 四郎君
原 健三郎君 原田 雪松君
平井 義一君 平島 良一君
平野 三郎君 廣川 弘毅君
阿非 勇君 福田 篤策君
福田 一君 福永 一臣君
藤井 平治君 藤枝 泉介君
洲 通義君 洲上房太郎君
船越 弘君 古島 義英君
降旗 徳弥君 保利 茂君
星島 二郎君 細田 榮藏君
堀川 恭平君 本多 市郎君
眞鍋 勝君 前尾繁三郎君
前田 正男君 牧野 寛泰君
増田甲子七君 松本 弘君

昭和二十七年三月二十六日 衆議院會議録第二十四号 行政協定の国会承認に關する決議案

昭和二十七年三月二十六日 衆議院會議録第二十四号 日本輸出銀行法の一部を改正する法律案(衆議院同付) 在外公館等借入金の返済の実施に関する法律案

三七四

松本 佛骨君 松野 頼三君

松本 一郎君 松本 善壽君

丸山 眞友君 三池 信君

三浦寅之助君 三宅 則義君

水田三喜男君 満尾 君亮君

南 好雄君 宮崎 靖君

宮原幸三郎君 武藤 嘉一君

村上 勇君 守島 伍郎君

森 幸太郎君 八木 一郎君

藥師神岩太郎君 柳澤 義男君

山口 好一君 山崎 猛君

吉田 茂君 龍野喜一郎君

若林 義孝君 亘 四郎君

第二 日本輸出銀行法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院同付)

○議長(林譲治君) 日程第二、日本輸出銀行法の一部を改正する法律案の参議院同付案を議題といたします。

日本輸出銀行法の一部を改正する法律案

右の貴院から送付された内閣提出案は本院において修正議決した。よつて同公法第八十三條によりここに回付する。

昭和二十七年三月二十五日

参議院議長 佐藤 尚武

衆議院議長林譲治殿

〔小字及び一は参議院修正〕

日本輸出銀行法の一部を改正する法律案を次のように修正する。

第四條に次の三項を加える。

第三 日本輸出銀行の資本金は、二百十億円とし、政府が一般貸付及び貸付の用に供する資金を、大蔵大臣の認可を受けることにより、その資本金を増加することができる。

第四 政府は、前項の規定により日本輸出銀行がその資本金を増加する場合においては、予算の範圍内で、日本輸出銀行に融資することとができる。

15 政府以外の者は、日本輸出銀行に融資することができない。

第四十六條第二号中「承認を」を「認可又は承認」に改め、同條第五号中「第三十九條」の下に「第三項」を加え、同号を同條第六号とし、以下一号ずつ繰り下げ、同條第四号の次に次の一号を加える。

五 第十八條の二に規定する額を、こゝて債務の保証をし、又は資金の借入をしたとき。

○議長(林譲治君) 採決いたします。

本案の参議院の修正に同意の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(林譲治君) 起立多数。よつて参議院の修正に同意するに決しました。(拍手)

第三 在外公館等借入金の返済の実施に関する法律案(第十二回 国会内閣提出)

○議長(林譲治君) 日程第三、在外公館等借入金金の返済の実施に関する法律案を議題といたします。委員長は報告を求めます。大蔵委員長佐藤重雄君。

〔発言する者あり〕

○議長(林譲治君) 大蔵委員長理事奥村又十郎君。

在外公館等借入金の返済の実施に関する法律案

在外公館等借入金の返済の実施に関する法律案

(この法律の趣旨)

第一條 在外公館等借入金の返済の実施に関する法律案は、この法律の定めるところによる。

(定義)

第二條 この法律において「在外公館等借入金」とは、在外公館等借入金整理準備審査会法(昭和二十四年法律第七十三号。以下「審査会法」という。)の規定により外務大臣が国の債務として承認した借入金をいい、以下「借入金」と略称する。

(借入金の返済)

第三條 大蔵大臣は、国に対して借入金の返済を請求する権利を有する者に対して、本邦通貨をもつて借入金の返済を行う。

(借入金の金額)

第四條 借入金の金額は、審査会法第六條に規定する借入金確認証書に記載された現地通貨表示による金額を、別表在外公館等借入金換算率表により本邦通貨表示による金額に換算した金額の百分の百三十に相当する金額(同一人について計算したその借入金の金額の合計額が五万円をこえるときは、五万円)とする。

(国債整理基金特別会計への繰入)

第五條 大蔵大臣は、毎会計年度、予算の定めるところにより、当該会計年度に返済すべき借入金の金額及びその返済に関する事務に要する経費に相当する金額を一般会計から国債整理基金特別会計に繰り入れなければならない。

(事務の委託)

第六條 大蔵大臣は、借入金の返済に関する事務の一部を日本銀行に取り扱わせることができる。

2 大蔵大臣は、借入金の返済に必要な資金を日本銀行に交付することとができる。

(返済手続の細目)

第七條 借入金の返済手続の細目は、大蔵省令で定める。

附 則

1 この法律は、公布の日から起算して三月をこえない期間内において政令で定める日から施行する。

2 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。

第十條第二十二号中「返済の準備」を「返済」に改める。

第十三條第一項の表在外公館等借入金整理準備審査会の項中「在外公館等借入金の返済に関する法律案」を「在外公館等借入金の返済」に改める。

3 在外公館等借入金の返済の準備に関する法律(昭和二十六年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第三條第二項中「第一條の法律案」を「借入金の返済」に改める。

在外公館等借入金換算率表

別表

借入金提供地域	現地通貨	借入金提供時期	換算率 (本邦通貨一円に對する現地通貨表示による金額)
朝鮮	朝鮮銀行券		1.50円
	日本銀行券		1.50円
満洲	満洲中央銀行券	昭和22年3月31日以前	1.60円
		昭和22年4月1日以降	10.00円
	東北九省流通券	昭和22年3月31日以前	1.60円
		昭和22年4月1日以降	10.00円
	ソ連軍票	昭和22年3月31日以前	1.60円
		昭和22年4月1日以降	10.00円
関東州	朝鮮銀行券	昭和20年12月31日以前	1.60円
		昭和21年1月1日以降	10.00円
	満洲中央銀行券	昭和20年12月31日以前	1.60円
		昭和21年1月1日以降	10.00円
	ソ連軍票	昭和20年12月31日以前	1.60円
		昭和21年1月1日以降	10.00円
華北	中国連合準備銀行券		100.00円
	法 幣		20.00元
	関 金 券		1.00元
華中・華南	中国中央儲備銀行券		2,400.00円
	法 幣		12.00元
	関 金 券		0.60元
	アメリカ合衆国ドル		0.01ドル
	中国連合準備銀行券		100.00円
	昭和十二年軍用手票		10.00円
タイ国	タイ国通貨		1.00バート
仏領印度支那	仏領印度支那通貨		1.00ピアストル

備考

- 一 第四條の現地通貨表示による金額の本邦通貨表示による金額への換算は、借入金確認証書の記載に従い、借入金提供地域及び現地通貨の区分に応じ、且つ、借入金提供地域が満洲又は関東州である場合には借入金提供時期の区分に応じて定められ、換算率を使用して行うものとする。
- 二 借入金提供地域が中国の華北、華中又は華南の地域である場合においては、借入金確認証書に記載された在外公館、邦人自治団体その他当該借入金の提供を受けたものについて大蔵省令で定める区分に従い、「華北又は「華中・華南」の項に定められた換算率を使用するものとする。

昭和二十七年三月二十六日 衆議院會議録第二十四号 在外公館等借入金の返済の実施に関する法律案

在外公館等借入金の返済の実施に関する法律案に対する修正案
在外公館等借入金金の返済の実施に関する法律案に対する修正
在外公館等借入金金の返済の実施に関する法律案の一部を次のように修正する。

第四條中「五万円をこえるときは、五万円をこえるときは五万円、同一人について計算したその借入金金の合計額が五百円に満たないときは五百円」に改める。

附則第二項中「起算して三月をこえない期間内において政令で定める日から」を削り、附則第三項を附則第四項とし、附則第二項の次に次の一項を加える。

3 審査会法の一部を次のように改正する。
附則中「この法律」を「1 この法律」に改め、附則に第二項から第五項までとして次の四項を加える。

2 借入金を提供した者（その者が死亡した場合においては、その相続人）で在外公館等借入金金の返済の実施に関する法律（昭和二十七年法律第 号）施行の際、第五條第二項の規定により借入金金の確証を請求する権利を失つてゐるものは、同條同項の規定にかかわらず、昭和二十七年六月三十日までに、政令の定めるところにより、証換計額を添えて外務大臣に対し借入金金の

確証を請求することができる。
3 借入金を提供した者（その者が死亡した場合においては、その相続人）で在外公館等借入金金の返済の実施に関する法律（昭和二十七年法律第 号）施行の際、第五條第二項の規定により借入金金の確証を請求する権利を失つてゐるものについては、また前項と同様とする。

4 第五條第二項の規定は、前二項の場合に準用する。

5 前三項に規定する借入金金の確証の請求に関する第四條第一号の規定の適用については、同号中「第五條」とあるのは「第五條及び附則第二項から第四項まで」とする。

在外公館等借入金金の返済の実施に関する法律案（第十二回國會内閣提出）に関する報告書
（最終号の附録に掲載）
（奥村又十郎君登壇）
○奥村又十郎君 たいま議題となり、また在外公館等借入金金の返済の実施に関する法律案について、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

この法律案は、先の第十二回國會に提出され、爾來審議中のものでありますので、本委員会におきましては、提案趣旨の説明を省略し、ただちに質疑を行つたものであります。この法律案の内容の骨子は、大体次の三點であります。第一點は、在外公館等借入金に對しては、本邦通貨をもつてこれを返済することとしたこと。第二點は、右の返済金額は、在外公館等借入金金簿審議会の答申に基いて決定いたしました在外公館等借入金換算率によりまして、現地通貨表示金額を本邦通貨に換算いたしました金額の三割増しといたし、さらに國民負担の公平の見地から、返済金額は同一人について五万円を限度としたこと。第三點は、これら借入金金の返済に必要な金額は、毎會計年度予算の定めるところにより、一般會計から國債整理基金特別會計に繰入れ、これを通じて支拂ふこととしたこととあります。

要性にかんがみまして、第十二回國會において海外同胞引揚に關する特別委員會と連合審議會を開き、同時に参考人として利害關係者の出席を求め、本案に關する意見を聴取する等、慎重審議を行つたことをつけ加えておきます。

次いで本案に關しましては、一昨二十四日、自由黨の塚田十一郎君より修正案が提出されました。修正案の内容のおもなる點は、返済の場合における交通費等を考慮しまして、返済金額が同一人について五百円に満たないときは、これを五百円に切り上げるとともに、瀋州と關東州の借入金換算率に大きな開きがありましたのを、關東一休の見地から一律に改めることとし、さらに申請書に救済するため、この整借入金金の確証請求の期限を特に延長して本年六月三十日までとしたそうとするものであります。

次いで質疑を打ち切り、討論を省略の上、修正案及び修正部分を除く原案について採決いたしましたところ、起立給員をもつて修正議決いたしました。右御報告申し上げます。（拍手）

○議長 林譲治君 採決いたしました。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ者あり）

○議長 林譲治君 御異議なしと認めます。よつて本案は委員長報告の通り決しました。

瀋州	中央銀行券	昭和22年3月31日以前	1.63円
		昭和22年4月1日以降	10.00円
	東北九省流通券	昭和22年3月31日以前	1.60円
		昭和22年4月1日以降	10.00円
	ソ連軍票	昭和22年3月31日以前	1.60円
		昭和22年4月1日以降	10.00円
關東州	朝鮮銀行券	昭和20年12月31日以前	1.60円
		昭和21年1月1日以降	10.00円
	瀋州中央銀行券	昭和20年12月31日以前	1.60円
		昭和21年1月1日以降	10.00円
	ソ連軍票	昭和20年12月31日以前	1.60円
		昭和21年1月1日以降	10.00円
瀋州	朝鮮銀行券	昭和22年3月31日以前	1.60円
		昭和22年4月1日以降	10.00円
	瀋州中央銀行券	昭和22年3月31日以前	1.60円
		昭和22年4月1日以降	10.00円
	東北九省流通券	昭和22年3月31日以前	1.60円
		昭和22年4月1日以降	10.00円
關東州	ソ連軍票	昭和22年3月31日以前	1.60円
		昭和22年4月1日以降	10.00円

に改める。

なお本案につきましては、その重

新たに入学する児童に対する教科用図書の給與に関する法律案（内閣提出）
 ○倉石忠雄君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、内閣提出、新たに入学する児童に対する教科用図書の給與に関する法律案を議題となし、この際委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。
 ○議長（林譲治君） 倉石君の動議に御異議ありませんか。
 「異議なし」と呼ぶ者あり
 ○議長（林譲治君） 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。
 新たに入学する児童に対する教科用図書の給與に関する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。文部委員長竹尾式君。

（教科用図書の給與）
 第二條 国は、毎年度、小学校並びに盲学校、ろう学校及び養護学校の小学部（以下「小学校」と総称する。）の第一学年に入学する児童に對し、その第一学年の課程に對して使用する法令で定める国語及び算数の教科用図書（学年の中途において転学した児童についてはその転学後において使用するものを除く。）を給與するものとする。
 2 前項の教科用図書の給與は、国立の小学校については当該小学校を附置する大学の学長、都道府県立の小学校については都道府県の教育委員会、市町村（市町村の組合を含む。以下同じ。）立の小学校については市町村の教育委員会（教育委員会の設置されていない市町村にあつては市町村長とする。以下同じ。）私立の小学校については当該小学校を設置する学校法人の理事長（以下「管理機関」と総称する。）が、国のために、それぞれ、当該小学校の校長を通じて行うものとする。
 第三條 管理機関は、前條第三項の規定による教科用図書の給與について、それぞれ、当該校長を監督し、政令で定めるところにより、給與した教科用図書の種類、その

給與を受けた児童の数その他必要な事項を文部大臣に報告するとともに給與した教科用図書の価額の總額その他必要な事項を記載した証明書（以下「教科用図書の発行に交付しなければならない。」）を提出しなければならない。
 第四條 文部大臣は、第二條第二項の規定により管理機関が行う教科用図書の給與に関する事務について、その実施の状況を調査し、及び管理機関をして必要な報告をさせることができる。
 2 文部大臣は、前項に定める場合のほか、第二條第二項の規定により市町村の教育委員会又は学校法人の理事長が行う教科用図書の給與に関する事務について、それぞれ、都道府県の教育委員会又は都道府県知事、及び市町村の教育委員会又は学校法人の理事長から必要な報告を取らせることができる。
 （契約の締結）
 第五條 国は、第二條第一項の規定による教科用図書の給與のため、当該教科用図書の発行者と、発行者が教科書の発行に関する臨時措置法（昭和二十三年法律第百三十三号）第十條第二項の規定により小学校に供給した教科用図書のうち第二條第二項の規定により管理

機関が当該小学校の校長を通じて児童に對し給與した教科用図書について、その対価を第六條に定める方法により支拂うべき旨の契約を締結することができる。
 （對価の支拂）
 第六條 文部大臣は、教科用図書の発行者が第三條に規定する証明書添えて前條の契約に係る對価につき適法な支拂請求書提出したときは、その支拂請求書を受理した日から三十日以内に、代金を支拂わなければならない。
 2 文部大臣は、前項の支拂請求書を受理した後、添付された証明書に誤があると認められた場合には、すみやかに、その事由を明示して、その旨を当該発行者に通知するとともに当該証明書を交付した管理機関にこれを送付し、当該管理機関に、誤があるかどうかを調査し、誤がないときはその旨を附記し、誤があつたときはその誤を訂正した上これを返送することを命じなければならない。この場合において、前項の規定にかかわらず、文部大臣は、返送に係る証明書に誤がないと認めた場合には、証明書が到着した日から三十日以内に、当該証明書に係る代金を支拂わなければならない。
 3 当該年度の国の予算（追加予算を含む。）が成立しないため前二

項の規定により難い場合における代金の支拂の時期及びその額については、政令で特例を設けることができる。
 （損害の賠償）
 第七條 教育委員会又は学校法人の理事長が第三條の規定による文部大臣に對する報告書又は発行者に交付する証明書（第六條第二項の規定により文部大臣と返送する証明書を含む。）に作為を加え又は虚偽の記載をすることによつて、不当に國に損害を与えたときは、文部大臣は、当該都道府県若しくは市町村又は当該学校法人に對してその損害を賠償させることができる。
 2 文部大臣は、前項の措置をする場合においては、その理由、金額その他必要な事項を当該教育委員会又は当該学校法人の理事長に對し、文書をもつて示さなければならない。
 3 教育委員会又は学校法人の理事長は、第一項の場合においては、前項の文書を受け取つた日から三十日以内に、文部大臣に對し、異議の申立をすることができる。
 （都の特例）
 第八條 この法律の規定の適用については、特別区の設置する小学校は、都の設置する小学校とみなす。

昭和二十七年三月二十六日 衆議院會議録第二十四号 行政機關職員定員法の一部を改正する法律案外四件

し、当該小学校に關しては、都、市町村とみなす。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 昭和二十六年度に入学する児童に対する教科用圖書の給與に關する法律（昭和二十六年法律第四十九号）は、廃止する。

3 当分の間、學校法人でない私法人が設置する盲學校、ろう学校及び養護學校については、当該法人を學校法人とみなし、法人でない私人が設置する盲學校、ろう学校及び養護學校については、当該私人を學校法人又は學校法人の理事とみなして、この法律の規定を適用する。

新たに入学する児童に対する教科用圖書の給與に關する法律案（内閣提出）に關する報告書

〔最終号の附録に掲載〕

〔竹尾式君登壇〕

○竹尾式君 ただいま上程せられました、新たに入学する児童に対する教科用圖書の給與に關する法律案につきまして、本法案の大綱を御説明いたしますとともに、その審議の結果を御報告申し上げます。

教科用圖書の給與につきましては、

昨年の四月から実施されておりますことはすでに御承知のことと思ひます。しかるに、このことにつきましては、當時その趣旨においては異論がなかつたのでありますが、その実施上のことでいろいろの難点があり、殊に、とりあえず二十六年限りの臨時の制度ということにいたしましたので、なお十分に研究することとなつたのであります。その難点と申しますのは、二十六年

年度におきましては、公立小学校等一年生の國語と算数の教科用圖書の半額を國庫で負担するということになつておりましたために、残りの半額は、市町村の負担となりまして、その財政を圧迫するとか、国立、私立の學校の児童にば給與されないとか、あるいは教科用圖書の発行者に対する金融上の措置が不十分であるといつたような欠陥があつたのでございます。従いまして、その後一年間にわたり十分研究しました結果、今後の恒久的な制度として確立するに足るだけの改正を施しましたものがこの法案でございます。

その概略を御説明申し上げますと、今後毎年の年度初めに小学校、盲學校、聾學校及び養護學校に入学する一年生の児童に對しまして、児童の國民的自覚に資するとともに、その前途を祝福するという見地に立ちまして、金

額を國庫で負担し、国立、公立、私立の差別なく、一樣に國語と算数の教科用圖書を給與するということとしたのでございます。その実施上の手続、方法につきましては、国と各學校の管理機關とが協力する建前をとり、児童に直接手渡すことは、各學校の校長の協力によつて、とにしてあります。発行者の書店に對する措置といたしましては、国と

以上が本法案の大要でございますが、本委員会におきましては、各委員よりそれ、熱心かつ詳細な質疑を盡しました上、討論に入つたのであります。自由党を代表して若林義孝君、社会党を代表して松本七郎君、共産党を代表して渡部義通君よりそれ、賛成の意見が述べられましたが、本日午

前の委員会で採決の結果、全会一致をもつてこれを可決すべきものと議決した次第であります。右御報告申し上げます。

○議長（林義治君） 採決いたします。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと叫ぶ者あり〕

○議長（林義治君） 御異議なしと認めます。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。（拍手）

行政機關職員定員法の一部を改正する法律案（内閣提出）
經濟安定本部設置法等の一部を改正する法律案（内閣提出）
外務省設置法等の一部を改正する法律案（内閣提出）
農林省設置法等の一部を改正する法律案（内閣提出）
總務省設置法等の一部を改正する法律案（内閣提出）
○福永健司君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわちこの際、内閣提出、行政機關職員定員法の一部を改正する法律案、經濟安定本部設置法等の一部を改正する法律案、外務省設置法等の一部を改正する法律案、農林省設置法等の一部を改正する法律案、總務省設置法等の一部を改正する法律案、右五案を一括して議題といたします。

〔休憩〕と呼び、その他発言する者多し

○議長（林義治君） このまま暫時休憩いたします。

○議長（林義治君） 休憩前に引続き會議を開きます。

休憩前に福永君から提出されました動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと叫ぶ者あり〕

○議長（林義治君） 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

昭和二十七年三月二十六日 衆議院會議録第二十四号 行政機關職員定員法の一部を改正する法律案外四件

行政機関の区分		定員	備考
総理府	本府 統計委員会 公正取引委員会 全国選挙管理委員会 国家公安委員会 国家地方警察 国家消防庁 地方財政委員会 外閣府管理委員会 首都建設委員会 電波監理委員会 公益事業委員会 土地調整委員会 宮内庁 特別調達庁 行政管理庁 地方自治庁 北海道開発庁	一、七六九人 五七人 二四二人 四四人 四五、二八〇人 一一二人 一二七人 七四人 二二人 三、〇五四人 七九七人 一八人 九五二人 五一七三人 五八人 五二人 三、一四八人 六〇、九七七人	うち三〇、〇〇〇人は、警察官とする。
	計	六〇、九七七人	
法務府	本府 中央更生保護委員会 司法試験管理委員会	四二、三四二人 一、一四六人 一人	うち一〇、九〇七人は、検察庁の職員とする。
	計	四三、四八八人	
外務省	本省 入国管理庁	一、五六七人 八六五人	
	計	二、四三二人	
大蔵省	本省 証券取引委員会 公認会計士管理委員会 国庫庁 造幣庁 印刷庁	一三、八七四人 一一〇人 一〇人 五二、〇二〇人 一、八三二人 八、二二一人	
	計	七五、九六七人	

文部省	本省 文化財保護委員会	六二、五二八人	うち六〇、九六一人は、国立学校の職員とする。
	計	四四六八人	
厚生省	本省 引揚援護庁	六二、九七四人 四四、四八七人 一、七七九人	
	計	四六、二六六人	
農林省	本省 食糧庁 林野庁 水産庁	二五、八五四人 二八、一一六人 二二、一一五人 一、五〇四人	
	計	七七、五八九人	
通商産業省	本省 資源庁 工業技術庁 特許庁 中小企業庁	七、七九七人 五一六人 四、四一七人 六七二人 一六六人	
	計	一三、五六八人	
運輸省	本省 船員労働委員会 捕獲審検再審査委員会 海上保安庁 海難審判庁 航空庁	一三、八二九人 五四人 五五人 一三、〇〇七人 九〇人 一、二四五人	
	計	二八、二三〇人	
郵政省	本省	二四六、六三〇人	
	通信省	一五〇、四一八人	
労働省	本省 中央労働委員会 公共企業体仲裁委員会 国有鉄道中央調停委員会 専売公社中央調停委員会 国有鉄道地方調停委員会 専売公社地方調停委員会	一九、九七九人 九〇人 一六人 一三人 一〇人 四九人 三〇人	

昭和二十七年三月二十六日 衆議院會議第二十四号 行政機關職員定員法の一部を改正する法律案外四件

計	
建設省	本省 二〇、一八七人
本部	一〇、一五二人
経済安定本部	本部 八〇一人
経済調査庁	一、九四一人
外資委員会	一五人

計	
合	二、七五七人
計	八四一、六三五人

同條第三項及び第四項を削り、同條第五項を同條第三項とし、同條第六項を同條第四項とする。

附則

- この法律は、昭和二十七年四月一日から施行する。但し、行政機関職員定員法第二條第一項の改正規定中捕獲審判審査委員会に関する部分は、日本国との平和條約の最初の効力発生の日から施行する。
- 賠償庁においては、改正後の行政機関職員定員法第二條第一項の規定にかかわらず、日本国との平和條約の最初の効力発生の日の前日までの間、改正前の行政機関職員定員法第二條第一項の規定による定員の職員を置くことができる。
- 改正後の行政機関職員定員法第二條第一項の規定にかかわらず、昭和二十七年九月三十日までの間は、通商産業省の本省の職員定員は、八千二百五十六人とし、同年十月一日から同年十二月三十一日までの間は、通商産業省の本省の職員定員は、八千四百四十三人とする。
- 各行政機関においては、改正後の行政機関職員定員法第二條の規定による定員（通商産業省の本省の職員については、八千二百五十六人）をこえる員数の職員は、昭和二十七年六月三十日までの間は、定員の外に置くことができる。
- 行政機関職員定員法の一部を改正する法律（昭和二十六年法律第二百九十七号）の一部を次のように改正する。
附則第一項の項番号並びに附則第二項及び第三項を削る。
行政機関職員定員法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書（最終号の附録に掲載）
経済安定本部設置法等の一部を改正する法律案
経済安定本部設置法等の一部を改正する法律

（経済安定本部設置法の一部改正）
第一條 経済安定本部設置法（昭和二十四年法律第六十四号）の一部を次のように改正する。
目次中第二章中「第一節 内部部局（第六條 第十四條）」を「第一節 内部部局（第六條 第十四條）」とし、内部部局（第六條 第十四條）の（二）に改め、第三章中「第一節 物価庁（第二十條 第三十二條）」を「第一節 削除」に改め、「第一條 總則（第二十條 第二十二條）」、「第二條 内部部局（第二十二條 第二十七條）」、「第三條 削除及び第四條 附屬機關（第三十二條）」を削る。
第五條第三十二号中「物価庁」を削る。
第六條第一項中「五局」を「五局中「建設交通局」「建設交通局」を「物価局」に改める。
第七條第三項中「建設交通局に次長二人の次に、物価局に次長三人」を加える。

第二章第一節中第十四條の次に次の一條を加える。
（物価庁の事務）
第十四條の二 物価局においては、左の事務をつかさどる。
一 物価に関する基本的な政策及び計画を樹立すること。
二 価格等の統制を行うこと。
三 物価安定のための国庫補助金に関すること。
四 物価に関する関係各行政機関の事務の総合調整及び推進に関すること。
五 物価及び生計費の調査及び統計に関すること。
六 原価計算の統一に関すること。

第十五條第一項の表中
国土調査審議会
国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）の規定によりその権限に属せしめられた事項を行うこと。
に改める。

米価審議会
経済安定本部総務長官及び農林大臣の諮問に応じ、米価その他の主要食糧の價格の決定に関する基本事項を調査審議し、並びにこれに関し必要と認めざる事項を経済安定本部総務長官及び農林大臣に建議すること。
に改める。

第十九條中「物価庁を「経済調査庁」に改める。
第三章第一節を次のように改める。
第一節 削除
第二十條から第三十二條まで 削除
第三十四條の二中、「物価庁」を削る。

（農林省設置法の一部改正）
第一條 農林省設置法（昭和二十四
年法律第百五十三号）の一部を次
のように改正する。
第四條第二十四号の二の次に次
の一号を加える。

昭和二十七年三月二十六日 衆議院會議第二十四号 行政機關職員定員法の一部を改正する法律案外四件

二十四の三 動植物の病菌害虫等の防除に關し、都道府県及び防除を行う者に対し、補助金を交付すること。

第十條第一項第四号の次に次の一号を加え、同條第二項中「第四号」を「第四号の二」に改める。

四の二 統計的調査資料に基づき、農林畜水産業に關する予測事業を行うこと。

第十三條中「動植物検疫所」を「植物検疫所」に改める。

第二十七條を次のように改める。

(植物防疫所)

第二十七條 植物防疫所は、左に掲げる事項を行う機関とする。

一 輸出入植物又は輸入病菌害虫の検査及び取締並びに病菌害虫の調査研究

二 植物防疫法(昭和二十五年法律第五十一号)第二十三條の規定による発生予防事業の実施

三 植物防疫法第二十二條第一項の指定有害動植物の防除に必要な薬剤(薬剤として用いることができる物を含む。)及び防除用器具の保管

2 植物防疫所の名称、位置及び管轄区域は、左の通りとする。

名称	位置	管轄区域
横浜植物防疫所	横浜市	北海道、青森県、岩手県、秋田県、山形県、宮城県、福島県、新潟県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、静岡県、山梨県、長野県、富山県、石川県、福井県、岐阜県、滋賀県、愛知県、三重県、京都府、兵庫県、奈良県、大阪府、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、香川県、愛媛県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、鹿児島県、大分県、宮崎県、下関市
神戸植物防疫所	神戸市	
門司植物防疫所	門司市	

3 農林大臣は、植物防疫所の事務を分掌させるため、所要の地に植物防疫所の支所又は出張所を設けることができる。

4 植物防疫所の内部組織並びに支所及び出張所の名称、位置、内部組織及び所掌事務については、農林省令で定める。

第二十九條を削り、第二十八條を第二十九條とし、第二十七條の次に次の一條を加える。

(動物防疫所)

第二十八條 動物防疫所は、左に掲げる事項を行う機関とする。

一 輸出入動物その他の物に對

する家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)による輸出入検査及びこれに基く処置

二 輸出入動物に対する狂犬病予防法(昭和二十五年法律第二百四十七号)に基く検査

三 輸出入動物の健康検査

四 動物用生物学的製剤及び予防用器具の保管、配布、譲與及び貸付

五 委託を受けて動物その他の物に對する検査又は消毒を行うこと。

2 動物防疫所は、横浜市に置

3 農林大臣は、動物防疫所の事

務を分掌させるため、所要の地に動物防疫所の支所又は出張所を設けることができる。

4 動物防疫所の内部組織並びに支所及び出張所の名称、位置、内部組織及び所掌事務については、農林省令で定める。

第三十三條第二項の表中「鳥取種畜牧場、鳥取県」を「鳥取種畜牧場、鳥取県、中国種畜牧場、広島県」に改め、第三十四條第一項の表中「中央作況決定審議会」を「農作物の作況決定に関する重要事項を調査審議すること」に改める。

「かんがい排水審議会」を「かんがい排水委員会」に改め、同委員会に關する重要事項を調査審議すること。

中央作況決定審議会を「農作物の作況決定に関する重要事項を調査審議すること」に改める。

(水産庁設置法の一部改正)

第二條 水産庁設置法(昭和二十三年法律第七十八号)の一部を次のように改正する。

第七條の二中「日光養魚場」を「日光養魚場、十和田湖ふ化場」に改

め、北海道に「ますふ化場」を置く。

第七條の三第二項の表の位置の欄中「高知県」を「高知市」に、「七尾市」を「新潟市」に改める。

第七條の四の次に次の二條を加える。

(十和田湖ふ化場)

第七條の四の二十和田湖ふ化場は、ます類のふ化及び放流並びにその種別を生産及び配付を行う機関とする。

2 十和田湖ふ化場は、秋田県に置く。

3 十和田湖ふ化場の内部組織については、農林省令で定める。

(北海道に「ますふ化場」)

第七條の四の三 北海道に「ますふ化場」は、ます類及び放流を行う機関とする。

4 北海道に「ますふ化場」は、北海道に置く。

3 農林大臣は、北海道に「ますふ化場」の事務を分掌させるため、所要の地に北海道に「ますふ化場」の支場又は事業場を設けることができる。

4 北海道に「ますふ化場」は、北海道に置く。

部組織並びに支場及び事業場の名称、位置、所掌事務及び内部組織については、農林省令で定める。 第七條の五第二項を次のように改める。	2 水産講習所は、下関市に置く。 附 則	1 この法律は、昭和二十七年四月一日から施行する。但し、附則第三項の規定は、公布の日から施行する。	2 植物防疫法の一部改正 (植物防疫法(昭和二十五年法律第百五十一号)の一部を次のように改正する。	第六條第四項、第八條第一項、第四項及び第六項並びに第十條第二項中「動植物検疫所」を「植物防疫所」に改める。	(植物防疫法の一部を改正する法律の一部改正) 3 植物防疫法の一部を改正する法律(昭和二十六年法律第二百四十三号)の一部を次のように改正する。	『第六條、第八條及び第十條中「動植物検疫所」を「農林省防疫所」に改める。』を削る。
植物防疫所を「農林省防疫所」に改める。』を削る。 附則中第二項及び第四項を削り、第三項を第二項とする。 (家畜伝染病予防法の一部改正) 4 家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)の一部を次のように改正する。	第四章中「動植物検疫所」を「動物検疫所」に、「動植物検疫所長」を「動物検疫所長」に改める。	農林省設置法等の一部を改正する法律案(内閣提出)に關する報告書(最終号の附録に掲載)	總理府設置法等の一部を改正する等の法律案 總理府設置法等の一部を改正する等の法律 (總理府設置法の一部改正)	第一條 總理府設置法(昭和二十四年法律第百二十七号)の一部を次のように改正する。 第十六條の二を次のように改める。	第十六條の二 削除	第十七條中「賠償庁」を削る。 第十八條の表中「賠償庁」の項を削る。
賠償庁臨時設置法及び地方行政調査委員会設置法の廃止 第二條 左に掲げる法律は、廃止する。 一 賠償庁臨時設置法(昭和二十三年法律第三号) 二 地方行政調査委員会設置法(昭和二十四年法律第二百八十一号)	(国家行政組織法の一部改正) 第三條 国家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号)の一部を次のように改正する。 別表第一總理府の項下の欄中「賠償庁」を削る。	(大蔵省設置法の一部改正) 第四條 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第百四十四号)の一部を次のように改正する。 第十一條第九号を次のように改める。	九 純合田財産(通稱省の所掌に属するものを除く)を保全及び返還すること並びにドイ	ツ財産を管理及び処理すること。 第十五條第二項を削る。 (朝鮮總督府交通局共済組合の本邦内にある財産の整理に關する政令の一部改正)	第五條 朝鮮總督府交通局共済組合の本邦内にある財産の整理に關する政令(昭和二十六年政令第四十号)の一部を次のように改正する。	第三 共済組合連合会は、この政令の規定による整理が終了した後、特殊整理人が確認をした年金の種類及び額につき、新たに調査した資料に基いて改定すべき事由が明らかになつた場合においては、大蔵大臣の指示に基き特殊整理人の確認を改定することができ。
前項の規定に基いて改定された場合において、返却される金銭があるときは、大蔵大臣の指示に基きこれを國庫に歸屬するものとす。	(特別職の職員の給與に關する法律の一部改正) 第六條 特別職の職員の給與に關する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。	第一條第十一号の三を削る。 別表第一中「地方行政調査委員会委員長」及び「地方行政調査委員会委員」を削る。	附 則 この法律は、日本國との平和條約の最初の効力発生の日から施行	昭和二十七年三月二十六日 衆議院會議録第二十四号 行政機關職員定員法の一部を改正する法律案外四件	三八三	三八三

昭和二十七年三月二十六日 衆議院會議録第二十四号 行政機關職員定員法の一部を改正する法律案(第四号)

する。但し、第一條中總理府設置法第十六條の二の改正規定、第二條第二号及び第六條の規定は、昭和二十七年四月一日から施行する。

總務府交通局長官組合の本邦内に於ける財産の整理に関する政令に基いてした処分、手続その他の行為は、改正後の同令に基いてしたものとみなす。

2 旧賠償庁臨時設置法第一條第六号に規定する特殊財産(略奪品の没収及報告に関する件(昭和二十一年内務省令第二十五号)に規定する略奪品、連合國財産の返還等に関する政令(昭和二十六年政令第六号)に規定する連合國財産、ドイツ財産管理令(昭和二十五年政令第二百五十二号)に規定するドイツ財産及び朝鮮總督府交通局共同組合の本邦内に於ける財産の整理に関する政令(昭和二十六年政令第四十号)に基き整理される財産を除く。)でこの法律施行の際その管理及び整理に關し内閣總理大臣が所管しているものは、この法律施行後、當分の間、大蔵大臣が所管するものとし、その事務は、大蔵省理財局においてつかさどるものとする。

4 行政機關職員定員法の一部を改正する法律(昭和二十七年法律第 号)附則第四項の規定により、昭和二十七年六月三十日まで、旧賠償庁において定員の外に置くことができる員数の職員は、昭和二十七年六月三十日までの間は、外務省の本省の職員の定員の外に置くものとする。

に即応したものでありまして、すなわち必要やむを得ざる事務増に伴う定員の増加、終戦處理事業費、賠償庁及び物価庁等の廃止等による職員の定員の移しかえまたは減少その他の調整を行つて、定員の適正な配置をはからうとするものであります。

第三は、本法案は本年四月一日から施行する建前にいたしておりますが、捕獲審判再審査委員會の職員の定員につきましては、平和條約の最初の効力發生の日から施行することとし、賠償庁につきましては、同條約の最初の効力發生の日までの間は現行の定員としたしております。

次に、外務省設置法の一部を改正する法律案について申し上げますと、第一は、平和條約の発効と同時に、外務省の所掌事務中、占領軍關係の事務が当然不必要となりますので、これに關する規定を削除することとし、第二は、地方の連絡調整事務局を本年四月一日から全部廃止することにしたし、第三は、平和條約の発効に伴つて逐次増設される在外公館において取扱う領事事務に關して所掌の規定を新たに設けようとするものであります。

3 この法律施行前に改正前の朝鮮總督府交通局長官組合の本邦内に於ける財産の整理に関する政令に基いてした処分、手続その他の行為は、改正後の同令に基いてしたものとみなす。

行政機關職員定員法の一部を改正する法律(昭和二十七年法律第 号)附則第四項の規定により、昭和二十七年六月三十日まで、旧賠償庁において定員の外に置くことができる員数の職員は、昭和二十七年六月三十日までの間は、外務省の本省の職員の定員の外に置くものとする。

その内容を概略申し上げますならば、第一は、行政機關職員定員の表の上では合計一万一千七人の増加となつておりますが、終戦處理事業費等の廃止に伴う定員その他の移しかえによる二千五百六十四人を差引きますと、実質上の増加は八千五百四十三人となります。しかし、この増員のおもなるものは、電気通信施設の拡充に伴う要員六千九百六十六人でありまして、その他総務事務の増加に伴うもの三百二十人、矯正保護施設の増設に伴うもの四百四十三人、国立学校の学部、施設等の増加に伴うもの三百五十人、国立療養所等の施設拡充に伴うもの二百六十三人、旧軍人遺族及び傷病者等の援護支給金支拂いの事務に従事するもの百三十四人等であります。

第二は、終戦處理事業費等の廃止に伴い、その定員二千八百四十人のうち二千三百七十八人を關係機關へ移しかえ、残り四百六十二人を削減いたしております。

次に、農林省設置法の一部を改正する法律案について申し上げます。本法案は、農林省設置法及び水産庁設置法にそれら一部改正を行い、本年四月一日から施行しようとするものであります。その内容のおもなる点は、第一は、農林省設置法におきましては、第一は、農林省水産業者がその経営計画を立てる上に必要な指針を作成するため、これらの産業に關する予測事業を農林省農政局の所掌事務として新たに加えること、第二は、最近における輸入検査事務の増大、動植物防疫關係法律の改正に伴う防疫及び検査事務の増

総務府設置法等の一部を改正する等の法律案(内閣提出)に關する報告書(最終号の附録に掲載)

〇八木一郎君 たいだいま議題となりました五つの法案につきまして、内閣委員會における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず行政機關職員定員法の一部を改正する法律案について申し上げます。本法案は、昭和二十七年法律第 号の附則第四項の規定により、昭和二十七年六月三十日まで、旧賠償庁において定員の外に置くことができる員数の職員は、昭和二十七年六月三十日までの間は、外務省の本省の職員の定員の外に置くものとする。

次に、農林省設置法の一部を改正する法律案について申し上げます。本法案は、農林省設置法及び水産庁設置法にそれら一部改正を行い、本年四月一日から施行しようとするものであります。その内容のおもなる点は、第一は、農林省設置法におきましては、第一は、農林省水産業者がその経営計画を立てる上に必要な指針を作成するため、これらの産業に關する予測事業を農林省農政局の所掌事務として新たに加えること、第二は、最近における輸入検査事務の増大、動植物防疫關係法律の改正に伴う防疫及び検査事務の増

3 この法律施行前に改正前の朝鮮

本法案は、昭和二十七年法律第 号の附則第四項の規定により、昭和二十七年六月三十日まで、旧賠償庁において定員の外に置くことができる員数の職員は、昭和二十七年六月三十日までの間は、外務省の本省の職員の定員の外に置くものとする。

その内容を概略申し上げますならば、第一は、行政機關職員定員の表の上では合計一万一千七人の増加となつておりますが、終戦處理事業費等の廃止に伴う定員その他の移しかえによる二千五百六十四人を差引きますと、実質上の増加は八千五百四十三人となります。しかし、この増員のおもなるものは、電気通信施設の拡充に伴う要員六千九百六十六人でありまして、その他総務事務の増加に伴うもの三百二十人、矯正保護施設の増設に伴うもの四百四十三人、国立学校の学部、施設等の増加に伴うもの三百五十人、国立療養所等の施設拡充に伴うもの二百六十三人、旧軍人遺族及び傷病者等の援護支給金支拂いの事務に従事するもの百三十四人等であります。

第二は、終戦處理事業費等の廃止に伴い、その定員二千八百四十人のうち二千三百七十八人を關係機關へ移しかえ、残り四百六十二人を削減いたしております。

次に、農林省設置法の一部を改正する法律案について申し上げます。本法案は、農林省設置法及び水産庁設置法にそれら一部改正を行い、本年四月一日から施行しようとするものであります。その内容のおもなる点は、第一は、農林省設置法におきましては、第一は、農林省水産業者がその経営計画を立てる上に必要な指針を作成するため、これらの産業に關する予測事業を農林省農政局の所掌事務として新たに加えること、第二は、最近における輸入検査事務の増大、動植物防疫關係法律の改正に伴う防疫及び検査事務の増

加並びに防疫に関する国際條約への加入等によりまして、動物防疫所を植物防疫所及び動物防疫所に分離することであり、第三は、付屬機関として新たに中国種畜牧場及びかんがい排水審議会を設置することであり、前者は種畜牧場の合理的配置からであり、後者は国際かんがい排水委員会に加入手続をとつたことによるものであります。水産庁設置法におきましては、日本海区水産研究所を新潟市に移すこと、並びに最近におけるさけ・ます類の孵化放流事業を固で行う必要があり、付屬機関として新たに十和田湖、北塩田及び北海道さけ・ますふ化場を、設置することであり、最後に、總理府設置法等の一部を改正する等の法律案について申し上げます。本法案のおもなる内容は、地方行政調査委員会及び賠償庁を廃止することとしたとして、関係法令に所要の改正を行わんとするものであります。地方行政調査委員会議は、本来臨時の機関として設置せられましたものであります、爾來約二年間にわたり、その使命とする諸問題につきまし

て、その目的を十分果たしたものと認め、本年四月一日からこれを廃止することとしたしております。また賠償庁は、平和條約が効力を発生しますれば、その関係事務はまつたく終了し、その使命を完了いたしますので、これを條約の発効とともに廃止することとし、従来の賠償指定施設に関する残務処理事務及び平和條約の規定に基づき引続き措置する必要がある、いわゆる特殊財産に関する對外事務は外務省において、この特殊財産の実施事務は大蔵省においてそれ、所掌することにしたしております。

以上の五つの法案は、三月十四日、十九日、二十日、二十一日、二十四日、それ、本委員会に付託され、政府の説明を聞き、質疑を兼ね、慎重審査の上、三月二十六日、討論採決の結果、多数をもつて、いずれも原案の通り可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(林謙治君) 討論の通告があります。これを許します。今野武雄君。

○今野武雄君 私は、共産党を代表い

たして、この五つの法案に対して、一括して反対の理由を申し述べたいと思います。

このような多数の法案を、ろくに審議もしないで、数でもつて押し通すということは、これは吉田内閣並びに自由党のお得意の、国会無視の態度の最も端的な現われであります。(拍手)

特にこの法案の最初に出てきます定員法の一部改正であります、この定員法の●部改正の提案理由の説明に際しましては、政府委員は、予算でまづけているから、だからこの定員法を改正するんだ、こういつて出して来ておるのであります。ところが、そういうような、予算でまづけている、それによつて定員をきめる。そして、しかもその中には、たとえば文部省、あるいは海上保安庁、あるいは特別調達庁、そういうような関係の場合には、その法案の審議もまだ行われておらない。文部省設置法の一部改正とか、海上保安庁法の一部改正、あるいは特別調達法の一部改正、こういうことが必要なんであり、その法案の審議はまだあとに残されておる。しか

も、文部省設置法の一部改正は現在内閣委員会にかかつておりますが、しかし、この審議に必要なことは、たとえばユネスコ活動に関する件があるのではありませんが、その法律案はまだ文部委員会で審査中でありまして、来月にならないと上らないといわれている。しかるに、そのために必要な人員の配置を、もうすでに内閣委員会できめてしまふ。そして、その前には予算でもつてきめる、こういうようなことをする。これは一体どういうことか。

本来、最も国会を尊重し、民主的に立法が運ばれるならば、当然今の例にしてみれば、ユネスコ活動に関する法律案というのがまず出て、これがきまつてからその構構に関する改正が行われて、それからその次に定員がきまり、その次に予算がきまるというのが当然である。ところが、ちやうどそれがまづかさかさまの順序になつてゐる。家を建てるのに、たしますれば、まず屋根をつくつて、それから柱を建て、床をつくり、土台をつくるというようないふ、ちやうどまづかさかさまなことをやつてゐるのです。

皆さん、民主主義をさかさまにしたのは何か。これはファッショであり、このことは、つまり吉田内閣がいかにファッショであり、自由党自身いかにそのファッショの走狗になり終つてゐるか、そのことを最も雄弁に物語つておるわけであり、(拍手)

ただいまの政府委員の説明によれば、あたかも、このことは、年度末までの他の調整上の必要から、四月一日から実施する緊急の必要があつてと申しますが、たとえば文部省のことはさつき申しましたが、海上保安庁法の一部改正などというのは、一つの大きな法律案にも比すべき浩濶なものである。しかもこれは日本海軍の復活を策している、そういう重大なものである。こういうものまでも吹っ飛ばして、そういう定員だけをきめるといふのは、まさにファッショといわなくて何であらうか。

しかも、そういうようなやり方をやるのは一体何のためであるか。これは決して年末調整でも何でもなし。そうではなくて、先、この締結されました行政協定によつて日本の国を売り渡した

三八六

の廃止問題でございます。これについて、政府と地方との行政の分担については、もう事柄は済んだからと申しますが、あの知事会議あるいは市長会議等、地方の知事や市長が陣情に始終来ているありさまは一体何であるか。ちつとも事柄は済んでいない。それだから、今盛んに――盛んにですよ。この自由党内閣によつて、地方行政の逆コース、すなわち自治を認めないという法案が用意され、それが今国会にも提案されようとしている。現に東京では、あの区長公選をやめて、区長を都知事の任命にするということで、自由党の諸君さへもまた騒いでいる。自由党の区会議員の諸君も、こんなことを通すなら、われ／＼は辞職するぞ、自由党をやめるぞと、こういうことを言つておる。このような反動的な自由党の地方行政政策の一部でありますから、われ／＼としては、これに對して断固反對するわけでございます。(拍手)

そのほか、こまかい点は略しまる。さんの省における重要な問題を一括して、ともかく十二にわたる、このたく

て、わすか一日か二日の、審議とは言えない。審議によつて、ただ議員の数だけ、数だけというよりは、その目方だけでもつて押し通そうというよう

な、この押しのふといやり方、まるでこの議場を、この国会というものを、單なる物理的な物体の集合にしてしまふような、このフズシヨ的なやり方といふものに對しては、われ／＼として

は、國民の名において斷固として反對せざるを得ない。(拍手)このような政治はやめなければならぬ。いつまでも

も続いているならば、國民の批判は必ず下つて、近いうちに自由党は破り去られるであらう。このことを申しまして、私の反對討論を終ります。(拍手)

○議長(林讓治君) これにて討論は終局いたしました。

五案を一括して採決いたします。五案の委員長の報告はいずれも可決であります。五案を委員長報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(林讓治君) 起立多数。よつて五案とも委員長報告の通り可決いたしました。

昭和二十七年三月二十六日 衆議院會議録第二十四号 議長の報告

明二十七日は定刻より本會議を開きます。

本日はこれにて散會いたします。
午後四時二十一分散會

出席國務大臣

内閣總理大臣

外務大臣

大藏大臣

農林大臣

國務大臣

國務大臣

出席政府委員

外務政府委員

大藏政府委員

文部政府委員

農林政府委員

郵政省貯金局長

朗誦を省略した報告

一、昨二十五日次の法律の公布を奏上し、その旨を議院に通知した。

塩田等災害復旧事業補助法の一部を改正する法律

農林漁業資金融通特別会計法の一部を改正する法律

日本専売公社法の一部を改正する法律

私立學校振興會法

一、昨二十五日國會において承認することを議決した次の件を内閣に送付し、その旨を議院に通知した。

放送法第三十七條第二項の規定に基づき、國會の承認を求めるの件

一、昨二十五日林議長は吉田内閣總理大臣申出の、次の者を政府委員に任命することを承認した。

經濟安定本部 岩武 昭彦
産業局長 長 岩武 昭彦

一、昨二十五日常任委員会において、次の通り理事を補欠選任した。

外務委員会
理事 足立 篤郎君(理事小川原 政信君昨二十五日理事辞任につきその補欠)

理事 戸叶 里子君(理事戸叶里子君昨二十五日委員辞任につきその補欠)

通商産業委員会
理事 多武良哲三君(理事神田博君昨二十五日理事辞任につきその補欠)

決算委員会
理事 菅家 喜六君(理事菅家喜六君去る五日委員辞任につきその補欠)

理事 菅家 喜六君(理事菅家喜六君去る五日委員辞任につきその補欠)

理事 熊本 虎三君(理事西村榮一君去る十八日委員辞任につきその補欠)

一、去る二十四日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

人事委員 木村 榮君
大蔵委員 武藤 嘉一君
水産委員 川端 佳夫君 柄澤やま子君

一、昨二十五日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

地方行政委員 竹山祐太郎君 門司 亮君
法務委員 岡 良一君

外務委員 田中 亮平君 猪俣 浩三君
大蔵委員 大上 司君 川端 佳夫君
島村 一郎君 塚田十一郎君
丸山 直友君 山村新治郎君
早稻田柳右門君

厚生委員 川野 芳滿君 岡 良一君
門司 亮君

農林委員 中馬 辰清君
水産委員 武藤 嘉一君
通商産業委員 高橋清治郎君 森山 欽司君
運輸委員 田代 文久君
郵政委員 江崎 一治君
電気通信委員 庄司 一郎君 成田 知巳君
労働委員 高間 松吉君 森山 欽司君
高橋清治郎君 細田 榮藏君
經濟安定委員 予算委員 清水 逸平君 戸叶 里子君
懲罰委員 阿曾館連盛君 木村 孝義君
一、去る二十四日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

人事委員 柄澤やま子君
大蔵委員 川端 佳夫君
水産委員 武藤 嘉一君
木村 榮君

農林委員 中馬 辰清君
水産委員 武藤 嘉一君
通商産業委員 高橋清治郎君 森山 欽司君
運輸委員 田代 文久君
郵政委員 江崎 一治君
電気通信委員 庄司 一郎君 成田 知巳君
労働委員 高間 松吉君 森山 欽司君
高橋清治郎君 細田 榮藏君
經濟安定委員 予算委員 清水 逸平君 戸叶 里子君
懲罰委員 阿曾館連盛君 木村 孝義君
一、去る二十四日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

人事委員 柄澤やま子君
大蔵委員 川端 佳夫君
水産委員 武藤 嘉一君
木村 榮君

農林委員 中馬 辰清君
水産委員 武藤 嘉一君
通商産業委員 高橋清治郎君 森山 欽司君
運輸委員 田代 文久君
郵政委員 江崎 一治君
電気通信委員 庄司 一郎君 成田 知巳君
労働委員 高間 松吉君 森山 欽司君
高橋清治郎君 細田 榮藏君
經濟安定委員 予算委員 清水 逸平君 戸叶 里子君
懲罰委員 阿曾館連盛君 木村 孝義君
一、去る二十四日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

人事委員 柄澤やま子君
大蔵委員 川端 佳夫君
水産委員 武藤 嘉一君
木村 榮君

農林委員 中馬 辰清君
水産委員 武藤 嘉一君
通商産業委員 高橋清治郎君 森山 欽司君
運輸委員 田代 文久君
郵政委員 江崎 一治君
電気通信委員 庄司 一郎君 成田 知巳君
労働委員 高間 松吉君 森山 欽司君
高橋清治郎君 細田 榮藏君
經濟安定委員 予算委員 清水 逸平君 戸叶 里子君
懲罰委員 阿曾館連盛君 木村 孝義君
一、去る二十四日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

人事委員 柄澤やま子君
大蔵委員 川端 佳夫君
水産委員 武藤 嘉一君
木村 榮君

農林委員 中馬 辰清君
水産委員 武藤 嘉一君
通商産業委員 高橋清治郎君 森山 欽司君
運輸委員 田代 文久君
郵政委員 江崎 一治君
電気通信委員 庄司 一郎君 成田 知巳君
労働委員 高間 松吉君 森山 欽司君
高橋清治郎君 細田 榮藏君
經濟安定委員 予算委員 清水 逸平君 戸叶 里子君
懲罰委員 阿曾館連盛君 木村 孝義君
一、去る二十四日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

人事委員 柄澤やま子君
大蔵委員 川端 佳夫君
水産委員 武藤 嘉一君
木村 榮君

昭和二十七年三月二十六日 衆議院會議第二十四号 議長の報告

一、昨二十五日議院において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

地方行政委員	藤田 義光君	岡 良二君
門司 亮君		
法務委員	成田 知巳君	
外務委員	戸叶 里子君	
大蔵委員	武蔵 滋二君	
中馬 辰猪君	清水 鴻平君	
川野 芳滿君	高間 松吉君	
厚生委員	門司 亮君	
丸山 直友君	大上 司君	
岡 良二君	川端 佳夫君	
農林委員		
水産委員		
通商産業委員		
森山 欽司君	高橋清治郎君	
運輸委員	江崎 一治君	
郵政委員	田代 文久君	
電気通信委員		
島村 一郎君	猪俣 浩三君	
労働委員		
山村新治郎君	高橋清治郎君	
早稻田柳右エ門君		

経済安定委員 青木 孝義君

予算委員 小野淵忠兵衛君 西村 榮一君

懲罰委員 田中 堯平君

図書館運営委員 細田 榮蔵君

一、昨二十五日議員から提出した議案は次の通りである。

電源開発促進法案(水田三喜男君外四十九名提出)

一、昨二十五日内閣から提出した議案は次の通りである。

国庫出納金等繰越計算法の二部を改正する法律案

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案

農業災害補償法の一部を改正する法律案

公務員に関する就職禁止、退職等に関する勅令等の廃止に関する法律案

教職員の除去、就職禁止等に関する政令を廃止する法律案

国民健康保険再建整備資金貸付法案

一、昨二十五日委員会に付託された議案は次の通りである。

海上保安庁法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇〇号)

公務員に関する就職禁止、退職等に関する勅令等の廃止に関する法律案(内閣提出第一〇九号)

以上三件 内閣委員会 付託

自主外交確立に関する決議案(川崎秀二君外八十二名提出、決議第六号)

行政協定廃棄に関する決議案(井之口政雄君外二十二名提出、決議第一五号)

以上三件 外務委員会 付託

国庫出納金等繰越計算法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇六号)

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇七号)

以上三件 大蔵委員会 付託

教職員の除去、就職禁止等に関する政令を廃止する法律案(内閣提出第一一〇号)

文部委員会 付託

国民健康保険再建整備資金貸付法案(内閣提出第一一一号)

遺族及び戦傷病者に対する国家補償の徹底に関する決議案(岡良二君外二十八名提出、決議第五号)

以上三件 厚生委員会 付託

農業災害補償法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇八号)

農林委員会 付託

電源開発促進法案(水田三喜男君外四十九名提出、衆議院第一六号)

通商産業委員会 付託

一、去る二十二日議員から次の議案は委員会の審査を省略されたい旨の要求書を受領した。

行政協定の国会承認に関する決議案

三木武夫君外百二十二名

一、昨二十五日参議院に送付した本院提出案は次の通りである。

漁船損害補償法案

漁船損害補償法施行法案

物品税法の一部を改正する法律案

森林火災国営保険法の一部を改正する法律案

一、昨二十五日参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。

一般会計の歳入の財源に充てるため

の米田貸付援助物資等処理特別会計からする繰入金に関する法律案

財産税等収入金特別会計法を廃止する法律案

資金運用部預託金利率の特例に関する法律案

郵政事業特別会計法及び電気通信事業特別会計法の一部を改正する法律案

漁船再保険特別会計法の一部を改正する法律案

漁船再保険特別会計における漁船再保険事業について生じた損失を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律案

砂防費税法の一部を改正する法律案

国庫供給不足物資等の需給調整に関する臨時措置に関する法律案

閉鎖網関日本兼統制株式会社が積み立てた剰余金格安定資金の処分に関する法律案

輸出信用保険法の一部を改正する法律案

船舶管理委員会の解散及び清算に関する法律案

船舶運賃の船員の退職手当に関する交付金を船舶所有者に交付する法律を廃止する法律案

ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く總理府本府及び地方自治庁関係諸命令の廃止に関する法律案

統計法及び教育委員会法の一部を改正する法律案

恩給法の特例に関する件の措置に関する法律案

一、昨二十五日予備審判のため次の本
院議員提出案を参議院に送付した。
信用金庫法の一部を改正する法律案
(佐藤重雄君外十七名提出)
一、昨二十五日参議院から回付された
内閣提出案は次の通りである。
日本輸出銀行法の一部を改正する法
律案
一、昨二十五日参議院において、次の
内閣提出案を可決した旨の通知書を受
領した。
塩田等災害復旧事業費補助法の一部
を改正する法律案
農林漁業資金融通特別会計法の一部
を改正する法律案
日本専売公社法の一部を改正する法
律案
私立学校振興会法案
一、昨二十五日参議院において、次の
内閣提出案を承認することを議決し
た旨の通知書を受領した。
放送法第三十七條第二項の規定に基
き、国会の承認を求めるの件
一、昨二十五日提出した緊急質問は次
の通りである。
リッジウェイ大將の言明と安全保障
費に対する緊急質問(西村榮一君提
出)